

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第30号

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則の一部を改正する規則

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則（平成24年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
貸付の対象となる損害補填資金	1 被害生産者ごとの貸付限度額	貸付の対象となる損害補填資金	1 被害生産者ごとの貸付限度額
[略]		[略]	
被害生産者が県の要請に応じたしいたけ栽培のための原木の使用の自粛により、新たにしいたけ栽培のための原木を購入する必要が生じた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	[略]	被害生産者が県の要請に応じたしいたけ栽培のための原木の使用の自粛により、新たにしいたけ栽培のための原木を購入する必要が生じた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	[略]
		被害生産者がしいたけ栽培のための原木の購入価格が平成20年4月から平成23年3月までの平均購入価格と比較して増加したことその他当該原木の調達に要する費用が知事が別に定めるところにより算定した額と比較して増加したことにより損害を受けた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	当該原木1本につき調達に要する費用の増加額が、50円未満の場合にあつては1本につき25円、50円以上100円未満の場合にあつては1本につき50円、100円以上150円未満の場合にあつては1本につき100円、150円以上の場合にあつては1本につき150円
被害生産者が県の要請に応じた露地において生産されたしいたけの出荷の自粛により、新たにしいたけ栽培のためのビニルハウスの整備をする必要が生じた場合であつて当該整備を補助金（知事が別に定める補助金に限る。）の交付を受けて行うときに、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	[略]	被害生産者が県の要請に応じた露地において生産されたしいたけの出荷の自粛により、新たにしいたけ栽培のためのビニルハウスの整備をする必要が生じた場合であつて当該整備を補助金（知事が別に定める補助金に限る。）の交付を受けて行うときに、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。